

2021年4月1日

超音波専門医認定試験の業績及び研修歴に関する受験要件の追記について

公益社団法人日本超音波医学会
認定超音波専門医制度委員会
委員長 北野 雅之

1. 業績について

去る2021年1月25日に一斉メールにて、またメールマガジン2021年2・3月号にて、超音波専門医認定試験の業績に関する受験要件を、今後以下のように変更することをお伝えしました。この度、一部要件を追記しましたので改めてご連絡いたします。下記の「変更後の要件」のアンダーライン箇所をご確認ください。

「第32回試験(2022年実施予定)」と「第33回試験(2023年実施予定)」とで、業績の提出要件が異なりますのでご注意ください。

第32回試験(2022年実施予定、開催月未定)

「現行の要件」と「変更後の要件」のどちらでも業績提出が可能です。

第33回試験(2023年実施予定、開催月未定)

「変更後の要件」でのみ業績提出が可能です。

記

現行の要件

筆頭者として5篇以上の超音波医学に関する学会発表あるいは学術論文を有すること。(注1)

注1：学術論文において、corresponding authorの業績を2編まで認める。

変更後の要件

以下の学会発表又は学術論文のいずれかの業績を有すること。

学会発表：

本会学術集会において筆頭者として1回以上の発表実績を有すること。あるいは、本会地方会学術集会において筆頭者として2回以上の発表実績を有すること (ただし、内容が重複していないこと)。

学術論文：

本会が発行している和文誌「超音波医学」又は英文誌「Journal of Medical Ultrasonics」に、筆頭者又はcorresponding authorとして、論文1編以上の掲載実績を有すること。なお、論文の種類は問わない(Letter to the Editorや依頼原稿(総説・特集・解説等)も含む)。

以上

2. 研修歴について

超音波専門医認定試験の研修歴に関する受験要件について、下記のアンダーライン箇所を追記いたします。

記

年度末(3月31日)において、本会の指定する超音波専門医研修施設(以下「研修施設」という。)又は超音波専門医研修施設群(以下「研修施設群」という。)において、「超音波専門医研修カリキュラム」に準じて、初期研修期間以外に通算3年間以上にわたり、超音波医学研修を行っていること。また、非常勤職員(週1回以上勤務していること)として、研修施設又は研修施設群において超音波検査に携わる場合、研修歴として認める。なお、基幹施設での勤務は義務としない。

研修施設群は、超音波専門医研修基幹施設(以下「基幹施設」という。)及び超音波専門医研修連携施設(以下「連携施設」という。)から構成される。

以上